

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、平成29年11月27日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料をそれぞれ支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、昭和32年4月から約3年間の養成工を経て、昭和35年3月から昭和39年5月までの約4年2か月の間、A所在の会社B（以下「会社」という。）において、ボイラーの組立作業に従事していた。

2 被災者は、平成26年12月1日、呼吸困難、喘鳴等を訴え、C医療機関を受診し、「石綿肺」と診断され、療養していたが、呼吸状態が徐々に悪化し、平成28年7月8日から在宅酸素療法を開始した。

被災者は、○年○月○日、D医療機関に入院し、療養をしていたが、同月○日、死亡した。死亡診断書には、「直接死因：慢性呼吸不全の急性増悪」、「直接死因の原因：石綿肺」と記載されている。

3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年9月26日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が石綿肺によるものであって、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の事実認定及び判断

(1) 請求人は、被災者の死因は、業務上疾病であるじん肺の一種である石綿肺が原因であって、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると主張しているので、以下検討する。

(2) 石綿肺を含む石綿関連疾患の業務起因性の判断について、厚生労働省労働基準局長は、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、その取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 認定基準によると、石綿肺については、①認定基準に掲げる石綿ばく露作業に従事しているか又は従事したことのある労働者に発生したものであること、②当該疾病が1型以上の石綿肺に当たること、③当該石綿肺がじん肺法第4条第2項に規定するじん肺管理区分が管理4に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則第1条第1号から第5号までに掲げる疾病に当たること、という①から③のいずれの要件も満たす必要があるとされている。

(4) ①について

被災者は、会社提出資料等によると、ボイラーの組立作業に従事していた際に、防熱材や保温材として石綿含有製品を取り扱っている。当該作業は、認定基準に掲げる石綿ばく露作業のうち、「耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業」に当たるから、①の要件を満たすことは明らかである。

(5) ②及び③について

ア 被災者のじん肺管理区分をみるに、平成29年5月18日付けで労働局長が、「X線写真の像 PR0」、「じん肺管理区分 管理1」と、「じん肺の所見がない」ものと決定している。

イ しかしながら、E医師は、被災者のX線写真像について、「平成21年には少なくとも1型の石綿肺を確認する」と意見するとともに、「平成25年には、さらにPR3相当に進行しており、死亡するまで症状が進行していた。」と意見している。

また、F医師も、被災者の死亡〇年前の平成28年3月18日の胸部X線写真について、「不整形陰影が両側とも下肺から肺尖部まで達しており、著しい増悪傾向を認める。石綿肺とするなら3型になる程度である。」と意見していることから、上記のじん肺管理区分の妥当性を検討する必要がある。

ウ そこで、G医療機関H医師（以下「H医師」という。）に対して、被災者に石綿肺の所見が認められるか否か、さらに被災者に石綿肺の所見が認められる場合、当該所見は認定基準に定める石綿肺、すなわち、じん肺管理区分の管理4に当たる石綿肺の所見といえるか、鑑定意見を求めた。

エ 当該事項に関するH医師の令和元年10月1日付けの意見は、要旨、「平成20年のCTで左舌区の胸膜下線状陰影様の部位で線状陰影より胸膜側に嚢胞がみられることは、病変が軽度の時期にすでに蜂巢肺が形成されていることを示唆している。実際、同部位が経過のCTで通常のCTでもわかる蜂巢肺を形成している。早期より蜂巢肺形成がみられるのはUIPパターンの間質性肺炎を疑う根拠となる。これは小葉中心性の線維化から小葉全体へ広がり、後期に蜂巢肺を形成する石綿肺とは異なっている。よって、病変の進行速度（通常の石綿肺より進行が速いこと）、病変の分布（早期から上肺野でも病変が強いこと）、病変の進行のパターン（早期より蜂巢肺を形成していること）が石綿肺とは異なっていると考えられる。」というものであった。

オ このH医師の意見は、被災者のX線写真、CT画像、更にはE医師及びF医師の意見を丁寧に検討したもので、その意見を妥当と考える。

そうすると、②及び③の要件を満たさないことは明らかであり、被災者は認定基準に定める石綿肺には罹患しておらず、およそ業務上の疾病には罹患していなかったものと認められる。

(6) したがって、被災者は業務上の疾病に罹患していなかった以上、被災者の死亡

は、業務上の事由によるものとはいえない。

(7) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

4 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。

令和2年3月6日